

品川区職員国内都市派遣研修実施要綱

制定 昭和 60 年 5 月 15 日 区長決定
要綱第 279 号
改正 平成 4 年 4 月 23 日 要綱第 44 号
平成 13 年 3 月 21 日 要綱第 30 号
平成 14 年 3 月 13 日 要綱第 17 号
平成 19 年 3 月 22 日 要綱第 23 号
平成 27 年 2 月 16 日 要綱第 10 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、品川区に勤務する職員を国内の先進的な政策を実施している諸都市に派遣し、当該都市の実態を調査および研究させることにより、区政の運営に資するとともに職員の政策形成能力の向上を図ることを目的とする。

(研修課題)

第 2 条 研修課題は、区行政に関連する諸課題で、調査・研究が必要なものとする。

(派遣先)

第 3 条 派遣先は、研修課題に適応する先進施策を有する国内の都市とする。

(派遣職員)

第 4 条 派遣職員は、次のとおりとする。

- (1) 部長級職員については、副区長が推薦する者の中から区長が決定する。
- (2) 課長級職員については、部長が推薦する者の中から区長が決定する。
- (3) その他の職員については、研修課題の調査・研究に熱意を有する者で、一般公募のうえ選考により決定する。

(選考委員会の設置)

第 5 条 前条第 3 号の派遣職員の選考を行うため、品川区職員国内都市派遣研修選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(選考委員会の構成)

第 6 条 選考委員会は、総務部長・企画調整課長・総務課長・人事課長・庶務課長の 5 名で構成し、委員長は総務部長とする。

(研修報告)

第 7 条 派遣職員は、研修終了後 1 か月以内に研修報告書を区長に提出しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱を実施するための必要な事項については、別に総務部長が定める。

付 則 (平成4年4月23日第6条改正 要綱第44号)

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

付 則 (平成13年3月21日第6条改正 要綱第30号)

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則 (平成14年3月13日第1条、第3条、第4条、第5条、第7条、第8条改正
要綱第17号)

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

付 則 (平成19年3月22日第4条第1号改正 要綱第23号)

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

付 則 (平成27年2月16日第6条改正 要綱第10号)

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。